

令和5年度

石綿作業主任者技能講習(リモート方式・対面方式)のご案内

URL: <http://kensaibou-fukushima.jp/> (各講習計画の詳細を掲載中)

福島労働局長登録教習機関(登録第261号)
 登録有効期間 西暦2028年3月27日
 960-8061 福島市五月町4-25
 建設業労働災害防止協会福島県支部
 TEL: (024) 522-2266
 E-mail: info@kensaibou-fukushima.jp

平成17年7月より石綿障害予防規則が施行され、石綿を含む建築物の解体・改修工事につきましては、直接作業の指揮を行う特定化学物質等作業主任者を選任しなければならないこととなっておりますが、平成18年4月1日より石綿作業主任者の選任は、特定化学物質等作業主任者技能講習の修了者から分離され石綿作業主任者技能講習の修了者に変更になりました。

石綿作業主任者は、従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮すること並びに保護具の使用状況を監視することなどが職務とされています。

上記の資格所得のための講習会を下記のとおり開催します。是非この機会に多数受講されますようご案内いたします。

なお、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に労働者を就かせるときは、その労働者に石綿特別教育を行う必要があります。

(注) 平成18年3月までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した方は、石綿作業主任者の資格がありますのでこの講習を受講する必要はありません。

記

※申込みはホームページからお願いします。(申込開始日の9:00から24時間申込できます。)

1 講習日時・会場・受付期間

(1) 本講習は講師がインターネット通信機器を介して、講習実施場所に講義を配信する双方向型リモート方式となります。

開催月		講習日・会場	申込開始日	申込締切日
4月	開催日	27日(木)～28日(金)	3月31日(金)	4月13日(木)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		
6月	開催日	29日(木)～30日(金)	5月29日(月)	6月16日(金)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		
8月	開催日	30日(水)～31日(木)	7月21日(金)	8月10日(木)
	場所	福島県建設センター 福島市五月町4-25		
11月	開催日	30日(木)～1日(金)	10月24日(火)	11月15日(水)
	場所	福島県建設センター 福島市五月町4-25		
R6 2月	開催日	29日(木)～1日(金)	1月22日(月)	2月16日(金)
	場所	福島県青少年会館 福島市黒岩字田部屋53番5		

(2) 講師が講習実施場所にて講義をする対面式講習

12月	開催日	4日(月)～5日(火)	10月25日(水)	11月16日(木)
	場所	福島県建設センター 福島市五月町4-25		

(1) ・ (2) 講義時間共通

1日目: 9:30～17:00

2日目: 9:40～16:15 (修了試験1時間含む)

- 2 受講資格
満18歳以上の者

- 3 講習科目・時間 受付開始 9:00～

講習科目	講習時間
健康障害及びその予防措置に関する知識	2時間
作業環境の改善方法に関する知識	4時間
保護具に関する知識	2時間
関係法令	2時間
合 計	10時間

- 4 受講料（受講料、教材費には、消費税含む。）

会員		非会員	
受講料	13,200 円	受講料	13,200 円
教材費	※ 円	教材費	1,804 円
合 計	13,200 円	合 計	15,004 円

※会員の方には教材費を補助いたします。

- 5 修了試験
筆記試験で試験時間は1時間

- 6 修了証
所定の科目を受講し、かつ、修了試験に合格した方には、「石綿作業主任者技能講習修了証」を交付します。

- 7 定 員
申込み順とします。定員になり次第締切りますが、キャンセル待ちも受け付けています。
（定員につきましては「申込開始日・申込締切日一覧表」に記載しております。）
なお、申込者が少ない場合は講習会を中止することもあります。

- 8 受講申込み方法
建災防福島県支部（以下「当支部」という。）のホームページから申込んでください。
(<http://kensaibou-fukushima.jp/>)

- 9 受講申込み後の手続き（流れ）
受講申請書を当支部のホームページからダウンロードしてください。

①受講申請書の当支部への送付

受講申請書及び受講票に記入、顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）2枚をのり付けし、返信用封筒（当支部からの受講票返信用）と併せて、郵送にて当支部へ送付してください。

送付先住所 〒960-8061 福島市五月町4-25 建設業労働災害防止 協会福島県支部
--

返信用封筒は長形3号を使用し、受講人数を加味して下表の該当する重量の切手を貼り、返信先（会社名又は申請者名）の宛名を記入して下さい。

定形内郵便	25 g 以内(受講人数3人まで)	84円
定形内郵便	50 g 以内(受講人数4～6人)	94円
定形外郵便	50 g 以内(受講人数7～10人)	120円
定形外郵便	100 g 以内(受講人数10人以上)	140円

②振込案内書の受講者への送付

当支部は、申請書の内容等を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。

※受講申請書を当支部へ郵送後、受講申請書必着日（申込締切日）になっても受講票が届かない場合は、連絡をお願いします。

③受講料の振込

※受講者は受講料を指定された日までに振り込んでください。

振込が終了しないと受講できません。

(指定日は銀行振込案内書に同封いたします。)

※振込手数料はご負担願います。

※銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

※振込先は講習会ごと、開催日ごとに違います。

必ず当支部からお知らせする口座に振込をお願いします。

※振込人欄には通知された「管理番号」と受講者名または会社名を記入してください。管理番号が記入されていませんと振込が確認できません。

※ 受講申請書及び受講票の記載について

上記受講申請書及び受講票の所定の欄に記入し、写真（ポラロイド、カラーコピーは不可）2枚をのり付けし、**未記入箇所がないか確認**してから、受講票及び振込案内書を郵送するための返信用封筒と併せて当支部へ郵送して下さい。（返信用封筒の詳細については、上記9 受講申込み後の手続き（流れ）の①を参照してください。）

（この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入して頂いた内容はこの講習以外では一切使用いたしません。）

10 その他（注意事項）

① 受講当日、本人の確認をしますので、受講票と顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）を持参して下さい。

② 遅刻、または受講中に離席された場合は失格となり、修了証は交付されません。

③ 欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消（受講料の返還）は申込締切日までは応じますが、それ以降は如何なる理由でも応じられません。

受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は、当支部にご連絡ください。

また、欠席の場合、次の講習会へのスライドはできません。

④ テキストは講習の際にお渡しします。午前9時25分までに着席願います。

⑤ 郡山、福島県建設センター会場の駐車場は会館前の駐車場となりますが、限りがありますので詰めて駐車するようになります。そのため、講習が終了するまで車の移動はできませんので、ご協力をお願いします。

※ 【土木施工管理技士会の継続学習制度（CPDS）の受講証明書が必要な方へ】

講習会終了後、受講証明書を発行いたします。

CPDSを申請される方は、受講申請書のCPDS受講証明欄に○を記入してください。